

○ 証券取引所に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

改正案	現行
<p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）</p> <p>第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社その他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権（法第百三条第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）</p> <p>四・五（略）</p>	<p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）</p> <p>第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社その他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権（法第百三条第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）</p> <p>四・五（略）</p>